

令和6年度大和高田市保育所及びこども園に係る外国人講師派遣業務 委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務名

令和6年度大和高田市保育所及びこども園に係る外国人講師派遣業務委託

2 目的

大和高田市立の保育所及びこども園に英語を母語又は公用語とする外国語指導助手（以下、「ALT」という。）を派遣することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、園児の外国語によるコミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図ることを目的とし、公募型プロポーザル方式による派遣事業者を選定するものとする。

3 業務概要

(1) 派遣内容

ア ALTの採用、配置に関すること。

各保育施設が策定する配置に関する計画表に基づきALTの配置・管理・運営等を行うこと。

イ 業務の内容について

- ① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング
- ② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案
- ③ ALTによる英語指導業務
- ④ ①～③に付随又は関連する業務
- ⑤ ①～④の他、大和高田市 福祉部 保育幼稚園課と受託事業者とが協議の上、合意した業務

ウ その他

別紙「令和6年度大和高田市保育所及びこども園に係る外国人講師派遣業務委託仕様書」による。

(2) 配置される施設

ア 保育所 6園（片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所）

イ こども園 2園（高田こども園、土庫こども園）

(3) 派遣期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 対象児童クラス

3歳児クラス～5歳児クラス

4 参加資格要件

- (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者
 - ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者
 - エ 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者
- (3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 業務拠点に関する要件
- 近畿一円に本店若しくは契約等の権限を委任する営業所を有する者であること。
 なお、本店又は営業所において、労働者派遣事業許可証を有していること。
 ※営業所の場合は、営業所であることを証する書類（定款等）を提出すること。
- (5) 参加者の業務実績に関する要件
- 参加者は、令和4年度、令和5年度において同様の業務実績があること。
 ※同様の業務とは、自治体においてALTを活用し、1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が100万円以上のものをいう。ただし、派遣のみにかかる事業は除く。

5 派遣料（見積限度額）上限額（3年度分合計）

金5,722,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額には、派遣期間（36ヶ月）における交通費、保険料等、業務に係る一切の費用を含む。

各年度派遣料限度額	令和7年度（4月～3月）	¥1,907,400円
	令和8年度（4月～3月）	¥1,907,400円
	令和9年度（4月～3月）	¥1,907,400円

6 プロポーザル実施に係る予定表

内 容	期 日 等
公告	令和7年1月17日(金)
実施要領の掲載	令和7年1月17日(金)～1月27日(月)
質疑書受付期間	令和7年1月17日(金)～1月24日(金)
質疑書回答日	令和7年1月27日(月)
参加申請書及び提出書類受付期間	令和7年1月17日(金)～1月27日(月)
書類審査結果通知	令和7年2月5日(水)
ヒアリング	令和7年2月12日(水)
ヒアリング結果通知	令和7年2月下旬

7 実施要領の公表及び配付

- (1) 公表日 令和7年1月17日(金)
- (2) 配付期間 令和7年1月17日(金)から令和7年1月27日(月)まで
- (3) 配付方法 実施要領、仕様書及び提案書提出用の書式データ(本市所定の様式)は、大和高田市ホームページからダウンロードを行うものとする。

8 提出書類

- (1) 提出物(様式のないものは、任意様式。)
 - ア 参加申請書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 提案書(様式第3号)

[提出部数10部・・・正本1部、副本9部(副本は写しで可)]

 - エ 見積内訳書(1部)

上記5、派遣料の限度額の範囲内で、交通費、保険料等、業務に係る一切の費用を含めたものを提出すること。
 - オ 労働者派遣事業許可証の写し(1部)
 - カ 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
 - キ 会社案内等のパンフレット 10部
 - ク 納税証明書 1部
 - ケ ALTの採用基準及び配置予定者の資格・日本語でのコミュニケーション能力・経験状況の概要(任意様式)
- (2) 提出方法

郵送による。
- (3) 提出先

大和高田市 福祉部 保育幼稚園課
- (4) 提出期間

令和7年1月17日(金)～令和7年1月27日(月)午後1時まで

9 説明会

説明会は行わない。

10 質疑応答

(1) 質疑

- ア 受付期間 令和7年1月17日(金)から令和7年1月24日(金)午後1時まで
- イ 受付方法 任意の様式に質問事項を簡潔明瞭に記載し、メールで送信する。
※メールのみの受付とする。口頭、電話又は郵送等のその他の方法によるものは、受付を行わない。
- ウ 送信先 大和高田市 福祉部 保育幼稚園課
hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp

(2) 質疑に対する回答

- ア 回答期日 令和7年1月27日(月)
- イ 回答方法 原則、質問者に対して上記期限までに随時メールにより回答する。ただし、市が質問者のみに回答することにより公平性を欠くと判断したときは、参加申請者(当該プロポーザルに参加する者をいう。以下同じ。)に対して回答に代わる内容の文書をもって通知する。

11 選定

(1) 審査委員会の設置

令和6年度大和高田市保育所及びこども園に係る外国人講師派遣業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、令和6年度大和高田市保育所及びこども園に係る外国人講師派遣業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 選定方法

事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

これは、公募により外国人講師派遣業務に精通している事業者を、参加申請者として募り、書類審査として提案書による書面上の評価及び見積額の得点並びにヒアリングを総合的に評価して優先交渉権者を決定する。参加事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するが、審査の合計点数が満点の6割未満の場合は特定しない。最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、審査員の投票により決定し、審査員の投票が同率の場合はヒアリングにおける活動内容及び外国人講師の資質の合計点数が高い事業者を優先事業者とする。その後、優先交渉権者の優先順位に従い、外国人講師派遣事業派遣業務に係る仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により確定して当該業務の契約の締結予定者を決定する。

(3) 審査方法

- ア 書類審査として、提出された提案書を下記の評価基準に基づいて審査委員会が評価・採点することにより審査を行う。
結果通知については、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

書類審査評価基準

評価項目	評価の視点及び判断基準	配点
経営規模	資本金や経営規模・売上等	5点
	A L T登録人数	5点
	令和4年度、令和5年度における同様の業務実績件数	5点
運営体制	配置予定のA L Tの研修状況や研修予定状況	5点
	配置予定のA L Tの採用基準	5点
	代替等の危機管理体制状況及びバックアップ体制	5点
業務能力	英語教育に対する基本的な考え方	5点
見積書	最低見積価格を見積価格で除して得た数字に配点（5点）を乗ずる。	5点
合 計 得 点		40点

イ 各得点は、審査委員会の委員1名当たりの配点とする。

(4) ヒアリング

提案書において、下記のとおりヒアリングを予定しているが、詳細については書類審査結果通知の際に個別に通知する。

ア 日時 令和7年2月12日（水）【予定】詳細な時間は個別に通知する。

イ 場所 大和高田市役所3階庁議室東

ウ 出席者 原則として、契約締結後に主担当となる予定の者が説明及び回答を行うこと。また会場に入室できるのは、3名以内とする。

エ 所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

※スクリーンは大和高田市で準備する。

ヒアリング審査評価基準

評価項目	評価の視点及び判断基準	配点
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業理念、業務体制 ・ 大和高田市の保育方針への理解 	5 点
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動カリキュラム及び使用媒体 ・ 内容の柔軟性 ・ 活動内容の独自性 	20 点
外国人講師の 資質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人講師の採用 ・ 外国人講師の英語力及び指導力 ・ 外国人講師の研修及び指導体制 ・ 外国人講師の雇用予定期間及び離職率 ・ 派遣予定の外国人講師の経験の有無 	20 点
外国人講師の 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人講師の労務、勤務、及び法務管理 ・ 緊急時の代員派遣体制 ・ 保育幼稚園課及び保育施設との連絡体制 	15 点
合 計 得 点		60 点

オ 各得点は、審査委員会の委員1名当たりの配点とする。

カ 書類審査とヒアリングの合計得点を参加事業者の点数とする。

1.2 留意事項

- (1) 提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとするが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合がある。
- (2) 提案を受けた提案書は返却しない。
- (3) 提案書等の提出に関する費用は参加事業者の負担とする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合その提案書は無効とする。
 - ア 提案書等の提出書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 提案書が期限を過ぎて提出された場合
 - ウ ア～イの他、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合等、審査委員会において、不相当と認められた場合
- (5) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行う。

1.3 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の決定等
 - ア 審査委員会における評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位交渉権者」という。）の順位を確定する。
 - イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知する。
 - ウ イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」（様式7号）を提出すること。届出は、持参又は郵送に限る。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(2) 仕様書等の確定の協議

審査委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた大和高田市市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書(提案書を含む。以下同じ。)の内容を確定する。

※協議は、市長に代わり当該派遣事業を所掌する保育幼稚園課の担当職員が行うこととする。

(3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行い、次順位の交渉権者には、保育幼稚園課の担当職員から別途案内することとする。

ア 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ 優先交渉権者との協議が不調に終わったとき。

(4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、保育幼稚園課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結に係る事務は保育幼稚園課において行うものとする。

(5) 派遣料

派遣料は市が算出した金額以内とする。派遣料の支払いについては、毎月払いとし、業務履行後、月別実績報告書を提出の上、検査終了後に請求書に基づき支払うものとする。

(6) その他

ア 市が定める仕様書を基本とした業務を予定しているが、具体的な業務の実施にあたっては市との協議に基づいて実施するものとする。

イ 提出された書類等は、大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号)に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合は、提出書類に含めて文書により申し出ること。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。